

〇〇病院 病院長 様

医療連携についてのお願い（ひな形）

前略

平素より、精神科医療へのご理解とご協力を頂き、誠にありがとうございます。

ご存知のとおり、うつ病は社会全体の問題になっております。療養と薬物療法のみでは社会復帰できない患者さんも多く認められております。そのような方々に対しても、一定の治療効果をもつ新たな治療法として、反復経頭蓋磁気刺激（rTMS）療法がわが国でも承認されました。rTMS 療法は、変動磁場を用いて脳内に渦電流を誘導して、脳機能を電気生理的に調整することによって、抗うつ効果が得られると考えられております。この侵襲性の低い脳刺激療法は、新たなうつ病治療の選択肢として期待されております。

公益社団法人日本精神神経学会は、厚生労働省からの依頼を受けて、rTMS 療法の適正使用指針を策定しました（<https://www.jspn.or.jp/> にて公開）。適正使用指針の中では、安全性の観点から、医療連携を重要視しております。医療連携の具体的内容としましては、1）身体的緊急事態と、2）精神科的緊急事態における医療連携を区別しています。

項目 1）身体的緊急事態における医療連携

rTMS 療法は安全性の高い技術でございますが、0.1%未満の頻度でけいれん誘発の副作用が報告されております。rTMS 療法によって誘発されたけいれん発作やその併発症（嘔吐物誤嚥、口腔内咬傷、転倒・転落による外傷など）への迅速な対応が必要となります。rTMS 療法によってけいれん重積を来した症例はこれまでに報告されておられませんので、単回のけいれん発作に続発する併発症への対応が当院で困難な場合に貴院にお願いするのが主な連携内容になります。貴院におかれまして、医学的優先度に応じた対応をご検討頂きたいお願い申し上げます。

項目 2）精神科的緊急事態における医療連携

rTMS 療法に限定したリスクではございませんが、うつ病患者さんには自殺企図のリスクが想定されます。rTMS 療法の経過において切迫した希死念慮など重篤な精神症状を認めた場合に迅速に精神科入院を行うことができる医療連携となります。当院には精神科入院設備がございませんので、rTMS 療法中に重症化したうつ病患者さんにつきまして、貴院の精神科病床への迅速な入院をご検討頂きたいお願い申し上げます。

以上（項目 1）または 2）、あるいは両方）につきまして、ご賛同頂けましたら、別紙の医療連携申告書の該当箇所に署名と捺印をお願い申し上げます。医療連携は相互的な取り組みでございますので、貴院で必要となる医療連携につきましても、当院にできる精神科医療を提供させて頂きたいと思っておりますのでご相談下さい。

敬具

年 月 日

〇△クリニック 院長 せいしん たろう